

「不正利得の徴収」にかかる規定について

1. 現行法令においては、肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給を定めた特別措置法において、独立行政法人を給付事業の主体と定め、かつ、「国税徴収の例」によつて徴収を行うことについて規定している例がある。

しかしながら、当該給付金制度については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルスへの感染事案など、国が被告となった裁判における和解手続の確定後に請求が認められることとなっており、学資支給金制度との位置づけが異なる。

- 「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金」

根拠法：特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法

対象者：「特定C型肝炎ウイルス感染者（特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤の投与を受けたことによってC型肝炎ウイルスに感染した者及びその者の胎内又は産道においてC型肝炎ウイルスに感染した者）」（裁判上の和解手続等（確定判決・和解・調停）の確定後に請求）

実施主体：独立行政法人医療品医薬機器総合機構

給付金：

- ・ 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者 4000万円
- ・ 慢性C型肝炎に罹患した者 2000万円
- ・ それ以外の者（無症候性キャリア） 1200万円

2. しかしながら、学資支給金の支給を受ける基準等を満たしていないにもかかわらず、偽りその他不正の手段等によってその支給を受けている者が存在する場合には、機構は、速やかにその返還を求める必要がある。この点、一般の私法上の債権と同様の手続きを経ることとしたのでは、迅速かつ確実な債権の回収が期待できないことから、不正利得にかかる徴収権については規定することとする。

（参照条文）

- 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成二十年法律第二号）

（不正利得の徴収）

第十三条 偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の五」に改める。

第三条及び第十三条第一項第一号中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

第十四条第一項中「「学資金」を「学資貸与金」に、「学資金（）」を「学資貸与金（）」に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第二項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第三項中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第四項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、「その学資金」を「その学資貸与金」に改め、同条第五項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第六項中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十五条の前の見出し中「返還」を「学資貸与金の返還」に改め、同条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十六条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「その学資金」を「その学資貸与金」に改める。

第十七条中「学資金」を「学資貸与金」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）

は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

- 2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。
- 3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

一 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第二十一条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(学資支給基金)

第一十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務

に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出そんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 学資支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本

補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができ
る。

（区分経理）

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限
る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第二十五条第一号中「又は第十七条」を「、第十七条又は第十七条の二第一項」に改める。

第三十条に次の一号を加える。

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

附則第十四条第三項中「「学資金」を「「学資貸与金」に、「第一種学資金に」を「第一種学資貸与金に」に改め、「又は第十六条」の下に「の規定により第一種学資貸与金」を加え、「、第十六条」を「若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき」に改め、「第二十三条第三項」の下に「の規定により第一種学資金」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 文部科学大臣は、この法律による改正後の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めよ

うとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣との協議をすることができる。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日
本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必
要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

（住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改
正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

- 一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十
七号）別表第一の八十一の項及び別表第二の百六の項

理 由

大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与するため、特に優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して学資を支給する業務を独立行政法人日本学生支援機構の業務に追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）

（不正利得の徴収）

第十二条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保対策金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保対策金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2. (略)

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案
～内閣法制局次長御指摘に関する御説明資料～

<目 次>

- 独立行政法人が「国税徴収の例」による対応を行うことについて 1

平成29年1月
文部科学省高等教育局
学生・留学生課

独立行政法人が「国税徴収の例」による対応を行うことについて

1. 国税徴収の例については、法令用語辞典（学陽書房）によれば「内国税以外の公法上の金銭債権について、国税徴収法及び国税通則法に基づく徴収手続きに準じた徴収手続きを認める場合に用いられる用語である。すなわち、内国税以外の公法上の債権のうち、内国税に類似する性格を有し、したがって、内国税の徴収手続きに準じた手続きにより徴収する合理性と必要性とがあるものについて、新しい制度を設けることなく、国税徴収法及び国税通則法並びにこれらの規定に基づく命令の規定を当てはめ、適用しようとする場合に、この用語が用いられる」とされており、国税徴収の例とするのが適切かどうかについては、その実施主体に着目をするのではなく、当該債権の性質に着目すべきものであると考えられる。
2. この点、学資支給金については、基本的に税を原資として支給されるものであることから、その原資の性質は内国税に類似する性格のものであると考えられ、不正受給が行われていた場合の徴収の合理性と必要性を考慮すると、国税徴収の例によることとすることの妥当性もあると考えられる。
3. なお、現行法令上、国及び地方公共団体以外の機関が「国税徴収の例」によって徴収を行うとされている例が4件存在しており、そのうち3件については独立行政法人が主体となっている。

法律名	不正利得の徴収に係る規定	徴収の実施主体
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法	第二十一条 偽りその他不正の手段により特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けた者があるときは、支払基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。	社会保険診療報酬支払基金
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法	第十条 偽りその他不正の手段により特別給付金の支給を受けた者があるときは、基金は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた特別給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。	独立行政法人平和祈念事業特別基金
特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の	第十三条 偽りその他不正の手段により給付金等の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた給付金等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。	独立行政法人医療品医薬機器総合機構

支給に関する特別措置法		
石綿による健康被害の救済に関する法律	第二十七条 偽りその他不正の手段により救済給付の支給を受けた者があるときは、機構は、国税徴収の例により、その救済給付の支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。	独立行政法人環境再生保存機構

4. また、独立行政法人の中には、例えば、税金を原資として研究者に研究費を支給する事業を行っているような場合、その目的に沿った形で使用されなければならないところ、目的外使用などの不適切な事例が発生した場合には、当然返還させるべきであり、確実に返還させるための担保措置として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）を準用することとしているものもある。準用されている規定のうち、同法第21条第1項では「各省各庁の長が返還を命じた補助金等又はこれに係る加算金若しくは延滞金は、国税滞納処分の例により、徴収することができる。」とし、独立行政法人が強制的に徴収することを認めている。

5. 上記を踏まえ、学資支給金が不正受給されているような場合の徴収については、国税徴収の方法によることとする。

（参照条文：補助金適正化法の徴収に係る規定を準用している独立行政法人について）

○独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 の準用）

第十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）

第十条第一項、第二項及び第四項、第十七条第一項、第三項及び第四項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第十五条第一号の業務として、振興会が、予算で定める国に補助金の交付を受け、これを財源として交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と読み替えるものとする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 の規定（罰則を含む。）は、第十九条に規定する学術研究助成業務として振興会が支給する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の理事長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項第一号、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の事業年度」と、同法第二十六条第一項中「各省各庁の機関」とあるのは「独立行政法人日本学術振興会の機関」と読み替えるものとする。

独立行政法人学生支援機構法の一部を改正する法律案
＜用例集＞

目 次

【附則第1条関係】

「ただし、〇〇条の規定は、公布の日から施行する。」 ······ 1

【附則第4条関係】

「この法律による改正後の〇〇法の規定の施行の状況を勘案し、」 ······ 2

附則第1条関係

「ただし、〇〇条の規定は、公布の日から施行する。」

○国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年六月十四日法律第七十号）

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則第4条関係

「この法律による改正後の〇〇法の規定の施行の状況を勘案し、」

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年六月十八日法律第七十六号）

附 則（平成二六年四月二二三日法律第二七号）
抄

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の五」に改める。

第三条及び第十三条第一項第一号中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

第十四条第一項中「「学資金」を「学資貸与金」に、「学資金（）」を「学資貸与金（）」に、「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第二項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改め、同条第三項中「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第四項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第一種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、「その学資金」を「その学資貸与金」に改め、同条第五項中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「第二種学資金」を「第二種学資貸与金」に改め、同条第六項中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十五条の前の見出し中「返還」を「学資貸与金の返還」に改め、同条中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第十六条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に、「その学資金」を「その学資貸与金」に改める。

第十七条中「学資金」を「学資貸与金」に改め、第三章中同条の次に次の四条を加える。

(学資の支給)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）

は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

- 2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。
- 3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(学資支給金の返還)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第二十二条中「第一種学資金」を「第一種学資貸与金」に改める。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務

に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

- 2 学資支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。
- 3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。
- 4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができ
る。

（区分経理）

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第二十五条第一号中「又は第十七条」を「、第十七条又は第十七条の二第一項」に改める。

第三十条に次の一号を加える。

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

附則第十四条第三項中「「学資金」を「学資貸与金」に、「第一種学資金に」を「第一種学資貸与金に」に改め、「又は第十六条」の下に「の規定により第一種学資貸与金」を加え、「第十六条」を「若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき」に改め、「第二十三条第二項」の下に「の規定により第一種学資金」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第一条 文部科学大臣は、この法律による改正後の第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めよ

うとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

（住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

- 一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項
- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成一十五年法律第二十
七号）別表第一の八十一の項及び別表第二の百六の項

理 由

大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もつて教育の機会均等に寄与するため、特に優れた学生等であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して学資を支給する業務を独立行政法人日本学生支援機構の業務に追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案

新旧対照条文

○ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章	第二章	（略）
第三章	業務	（第十三条—第十七条の五）
第四章	（略）	
第五章	（略）	
第六章	附則	（略）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを

現 行

目次

第一章	第二章	（略）
第三章	業務	（第十三条—第十七条）
第四章	（略）	
第五章	（略）	
第六章	附則	（略）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もつて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを

ることを目的とする。

目的とする。

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。

2 (略)

2 (略)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資貸与金」という。）は、無利息の学資貸与金（以下「第一種学資貸与金」という。）及び利息付きの学資貸与金（以下「第二種学資貸与金」という。）とする。

2 第一種学資貸与金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資貸与金の額並びに第二種学資貸与金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資金」という。）は、無利息の学資金（以下「第一種学資金」という。）及び利息付きの学資金（以下「第二種学資金」という。）とする。

2 第一種学資金は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資

その学資貸与金の種類ごとに政令で定めるところによる。

- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資貸与金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資貸与金に併せて前二項の規定による第二種学資貸与金を貸与することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(学資貸与金の返還の条件等)

- 第十五条 学資貸与金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。
- 2 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資貸与金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資貸与金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 第十六条 機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除す

金の種類ごとに政令で定めるところによる。

- 5 第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

- 第十五条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。
- 2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
- 3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 第十六条 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

ることができる。

できる。

(回収の業務の方法)

第十七条 学資貸与金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

(回収の業務の方法)
第十七条 学資金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

(学資の支給)

(新規)

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2 学資支給金の額は、学校等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、学資支給金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(学資支給金の返還)

(新規)

第十七条の三 機構は、学資支給金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、文部科学省令で定めるところにより、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

一 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき
二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

(不正利得の徴収)

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学

資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の
例により、その者から、その支給を受けた学資支給金
の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税
及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十七条の五 学資支給金の支給を受ける権利は、譲り
渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機
構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸
与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）
（第一種学資貸与金に係るものに限る。）に要する資金を無利息で貸し付けることができる。
2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定
により第一種学資貸与金の返還を免除したときは、機
構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸
付金の償還を免除することができる。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定
する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に
要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四
項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支
給基金に充てることを条件として政府以外の者から出

(新規)

(新規)

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機
構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸
与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）に
要する資金を無利息で貸し付けることができる。
2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定
により第一種学資金の返還を免除したときは、機構に
対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付
金の償還を免除することができる。

(新規)

えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 学資支給基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

（区分経理）

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第五章 雜則

（財務大臣との協議）

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項、第十七条又は第十七条の二第一項の規定により文部科学省令を定めようとするとき。

二・三 （略）

（新規）

（財務大臣との協議）

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第七条の規定により文部科学省令を定めようするとき。

二・三 （略）

第六章 罰則

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第二十三條の二第三項において準用する通則法第四十七條の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

附則
(業務の特例等)
第十四条 (略)

機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金」（附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。）「と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（附帶する業務を除く。）」と、第二十二条第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帶す

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一
二
(新規)
(略)

附則
(業務の特例等)
第十四条 (略)

機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資金」とあるのは「学資金」（附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。）「と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）」と、第二十二条第一項中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資金に係るものに限る。）及び附則第十四条第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）」

る業務を除く。」と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金」とあるのは「第十五条第三項若しくは第十六条の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三条第三項の規定により第一種学資貸与金」とする。

「と、同条第二項中「第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資貸与金」とあるのは「第十五条第三項、第十六条又は附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三条第三項」とする。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行
別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）				別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）
(傍線部分は改正部分)

別表第一（第九条関係）				改正案				現行			
構 百 六 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構	（略）	者 情 報 照 会	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
支 給 事 務 に 関 及 び あ る 者	支 給 事 務 に 関 及 び あ る 者	独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構	（略）	事 務	（略）						
の 貸 与 事 務 に 関 及 び あ る 者	の 貸 与 事 務 に 関 及 び あ る 者	医 療 保 険 者 そ の 他 の 法 令 に よ る 給 付 の 支 給 を 行 う こ と と さ れ て い う る 者	医 療 保 険 者 そ の 他 の 法 令 に よ る 給 付 の 支 給 を 行 う こ と と さ れ て い う る 者	医 療 保 険 者 そ の 他 の 法 令 に よ る 給 付 の 支 給 を 行 う こ と と さ れ て い う る 者	（略）						
主 務 省 令 で あ つ て 定 て る 者	主 務 省 令 で あ つ て 定 て る 者	百 六 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
支 給 事 務 に 関 及 び あ る 者	支 給 事 務 に 関 及 び あ る 者	医 療 保 険 各 法 そ の 他 の 法 令 に よ る 医 療 に 関 す る 給 付 の 支 給 を 行 う こ と と さ れ て い う る 者	医 療 保 険 各 法 そ の 他 の 法 令 に よ る 医 療 に 関 す る 給 付 の 支 給 を 行 う こ と と さ れ て い う る 者	医 療 保 険 各 法 そ の 他 の 法 令 に よ る 医 療 に 関 す る 給 付 の 支 給 を 行 う こ と と さ れ て い う る 者	（略）						
主 務 省 令 で あ つ て 定 て る 者	主 務 省 令 で あ つ て 定 て る 者	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

つて主務省
令で定める
もの

都道府県知事	都道府県知事等	市町村長	市町村長	者	厚生労働大臣
障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

省令で定め
るもの

都道府県知事	都道府県知事等	市町村長	都道府県知事等	都道府県知事
厚生労働大臣	者	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
失業等給付関係情報であつて主務省令で	もの	地方税関係情報又は住民票情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	報であつて主務省令で定めるもの

定めるもの	(略)	(略)	(略)	(略)